

## 第3章 計画の目標及び基本的な方向

県民等が安全で安心して暮らすことができる地域社会を実現するためには

- 自分や家族の安全は自分たちで守る「自助」
- 地域の安全は地域住民の皆さんが一体となって守る「共助」
- 専門的な知識の活用や情報提供などにより行政が地域を支援する「公助」

のそれぞれが役割を果たし、相互に連携して展開されることが大切で、第1次計画もそのような考え方に基づいて策定されました。

その結果、計画期間中は、刑法犯や交通事故等の発生が減少するなど一定の効果をあげましたが、その反面、声かけ事案の対象の約半数が小学生であったり、高齢者の交通事故の割合が依然高いなど、県民の不安感を解消するまでには至りませんでした。

また、人口減少や少子高齢化の進展、地域活動団体の維持や地域の支え合い力の弱体化といった問題に加え、近い将来に必ず発生するといわれている南海地震等の大規模災害への対策は、本県にとっても重要な課題です。

そこで、第2次計画では、基本的な枠組みは第1次計画を継承しつつ、これまでの取組に対する課題や本県の課題にも対応した施策を盛り込み、取り組んでいくこととしました。

### 第1 計画の基本目標

県民、事業者及び地域活動団体の行う自主的な防犯活動を促進するとともに、犯罪の防止に配慮した地域の生活環境の整備を促進することにより、県民や本県を訪れる人すべてが犯罪の被害に遭わずに、安全で安心して暮らし、滞在することができる地域社会を実現することを基本目標とします。

### 第2 計画の基本的な方向

計画の基本目標を達成するため、前章の第3に掲げた課題に対応した5つの『重点目標』を定めるとともに、重点目標ごとに設定した『基本的方策』に沿って、犯罪のない安全で安心なまちづくりに関する施策の総合的な推進を図ります。

## 1 重点目標

- ◎目標1 「県民の防犯意識を高め、県民、事業者、地域活動団体による自主的な活動を促進する」
- ◎目標2 「県民、事業者、地域活動団体、行政の連携を進める」
- ◎目標3 「高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する」
- ◎目標4 「犯罪の防止に配慮した生活環境の整備を促進する」
- ◎目標5 「南海地震等の大規模な災害に対応した防犯対策を推進する」

## 2 基本的方策

### ◎重点目標1の基本的方策

- ・ 県民一人ひとりの防犯意識を高める
- ・ 県民、事業者、地域活動団体による自主的な活動を促進する

### ◎重点目標2の基本的方策

- ・ 県民運動として取り組むための仕組みをつくる
- ・ 日常の生活の場におけるネットワークをつくる

### ◎重点目標3の基本的方策

- ・ 学校等における児童等の安全を確保する
- ・ 通学路等における児童等の安全を確保する
- ・ 子どもの安全を確保する
- ・ 高齢者、障害者、女性の安全を確保する
- ・ 観光旅行者等の安全を確保する

### ◎重点目標4の基本的方策

- ・ 犯罪の防止に配慮した道路、公園、駐車場および駐輪場を普及する
- ・ 犯罪の防止に配慮した住宅を普及する
- ・ 犯罪の防止に配慮した店舗等を普及する

### ◎重点目標5の基本的方策

- ・ 市町村による災害時の防犯対策を支援する
- ・ 防犯活動団体等による災害時の防犯対策を支援する

### 3 取組体系

#### 【基本目標】

県民や本県を訪れる人すべてが、犯罪の被害に遭わずに安全で安心して暮らし、滞在することができる地域社会を実現する

#### 【重点目標】

1 県民の防犯意識を高め、県民、事業者、地域活動団体による自主的な活動を促進する

(1) 県民一人ひとりの防犯意識を高める

(2) 県民、事業者、地域活動団体による自主的な活動を促進する

2 県民、事業者、地域活動団体、行政の連携を進める

(1) 県民運動として取り組むための仕組みをつくる

(2) 日常の生活の場におけるネットワークをつくる

3 高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する

(1) 学校等における児童等の安全を確保する

(2) 通学路等における児童等の安全を確保する

(3) 子どもの安全を確保する

(4) 高齢者、障害者、女性の安全を確保する

(5) 観光旅行者等の安全を確保する

4 犯罪の防止に配慮した生活環境の整備を促進する

(1) 犯罪の防止に配慮した道路、公園、駐車場及び駐輪場を普及する

(2) 犯罪の防止に配慮した住宅を普及する

(3) 犯罪の防止に配慮した店舗等を普及する

5 南海地震等の大規模な災害に対応した防犯対策を推進する

(1) 市町村による災害時の防犯対策を支援する

(2) 防犯活動団体等による災害時の防犯対策を支援する

## 【具体的な取組事項】

- > (1)広報・啓発の充実 (2)犯罪の発生状況や防犯対策に関する情報等の提供
- > (1)広報・啓発の充実 (2)情報共有の促進 (3)防犯活動団体に対する支援  
(4)防犯活動を担うリーダーの育成 (5)青色回転灯装備車両運行団体の拡充  
(6)事業者による活動の促進 (7)高齢者による活動の促進  
(8)幅広い世代の地域活動への参画の促進
- > (1)広報・啓発の充実 (2)全県的な推進体制の強化  
(3)地域における推進体制づくりに対する支援 (4)市町村に対する支援
- > (1)ネットワークづくり (2)防犯活動団体との連携の促進
- > (1)学校等における児童等の安全の確保のための指針の周知及び助言  
(2)学校等の安全確保体制づくりの促進  
(3)学校等における児童等の見守り活動等の推進 (4)児童等への安全教育の充実  
(5)防犯環境整備の促進
- > (1)通学路等における児童等の安全の確保のための指針の周知及び助言  
(2)通学路等における児童等の見守り活動等の促進  
(3)通学路等の環境整備の促進
- > (1)広報・啓発の充実 (2)子どもたちを健やかに育てる取組
- > (1)広報・啓発の充実 (2)高齢者の見守り活動の推進  
(3)障害者の見守り活動の推進 (4)女性の犯罪被害回避に関する取組
- > (1)安全情報の提供 (2)従業員等に対する防犯教育の促進
- > (1)犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針の周知  
(2)犯罪の防止に配慮した道路、公園、駐車場及び駐輪場の整備
- > (1)犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等に関する指針の周知  
(2)住宅の安全に関する情報の提供 (3)公営住宅の指針に基づく整備
- > (1)金融機関に対する啓発 (2)深夜小売店舗に対する啓発
- > (1)地域の防災計画への「防犯の視点」の反映  
(2)発生前の備え及び発生後の対応への支援
- > (1)防犯活動団体等の活動促進と早期始動に対する支援  
(2)自主防災組織による防犯活動への参画の働きかけ